

## 中国ベビー用紙おむつ「GOO.N」シリーズ模倣品製造・販売業者に対する民事訴訟 上海市徐匯区人民法院の典型事例として 商標権侵害・不正競争防止法違反に対する訴訟で勝訴

大王製紙株式会社（住所：東京都千代田区）は、中国子会社の大王（南通）生活用品有限公司が製造・販売するベビー用紙おむつ「GOO.N」シリーズ商品を模倣した中国の製造・販売業者4社に対する商標権侵害・不正競争防止法違反の民事訴訟において、当社の主要な訴訟請求が認められ、勝訴しましたのでお知らせします。また本件は、上海市徐匯区人民法院にて、「世界知的財産の日(4月26日)」にあわせた裁判所の典型事例\*に選ばれました。

### \*「世界知的財産の日(4月26日)」にあわせた裁判所の典型事例

「世界知的財産の日(4月26日)」に合わせ、上海市徐匯区人民法院が知的財産の宣伝活動の一環として、同裁判所の典型的事件を5案件選出し、同日に全ての判決を集中的に下す（集中宣判）こと。

### ■訴訟の経緯

当社は2012年、中国において大王（南通）生活用品有限公司を設立し、ベビー用紙おむつ「GOO.N」シリーズ商品の生産・販売を開始しました。本件訴訟物となる「GOO.N 光の羽鑲金」シリーズの紙おむつは2020年3月に販売を開始しましたが、2021年9月、中国において福建省百某衛生用品有限公司が製造・販売する模倣品（ブランド名:G2000）を発見し、当社の複数の登録商標に対して模倣を行い生活者に混同を生じさせたとして、警告及び行政摘発を実施しました。しかし、同社は模倣品の製造販売を継続したため、2023年2月、当社は同社を含む製造・販売業者4社（以下、被告）に対し、訴訟を提起しました。2024年4月18日、上海市徐匯区人民法院にて、大王製紙の主要な訴訟請求が認められ、被告に対し、商標権侵害・不正競争行為の停止、新聞紙『中国市場監督報』への謝罪声明の掲載と155万元（約3,300万円）の賠償金を支払う判決が下されました。なお、被告が今回の判決に不服がある場合は上訴する可能性があります。当社は知的財産を保護するため、今後も毅然とした態度で対応する考えです。

大王（南通）生活用品有限公司が販売する商品	権利侵害商品の一例 (福建省百某衛生用品有限公司販売品)
	

大王グループは、知的財産基本理念として「やさしい未来をつむぐ種の価値を最大にする」を掲げており、当社の将来の収益源となり得る「種」を「ブランド」と捉え、ブランド価値向上に繋げる活動に日々取り組んでいます。お客さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さまに、引き続き、安心・安全な商品を提供するため知的財産権を重視し、ブランド価値を毀損する行為に対して毅然たる態度で臨んでまいります。

### 【本リリースに関する問い合わせ先】

大王製紙株式会社 総務部広報課 TEL：03-6856-7501